

J C I Pの仕様上、ファイルの添付が『必須』となっておりますが、

滋賀県を申請先とする申請については添付が不要なため、代替書類として

本様式を添付します。

【注意】 添付の前に以下をご確認ください。

『電子様式第1号』の添付が必要な項目は、以下のとおりです。

- ・ 法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他）
- ・ 納税証明書
- ・ （項番47が「該当有」の場合のみ）
若年技術職員の継続的な育成及び確保の該当有を確認する資料
- ・ （項番48が「該当有」の場合のみ）
新規若年技術職員の育成及び確保の該当有を確認する資料
- ・ 上記の他、電子申請の仕様上、ファイルの添付が『必須』となるが、経営事項審査における必要書類となっていないもの